

第3章 廃棄物処理の管理運営

1. 組織・事務の管理

1.1. 職員の人件費等

【現状と課題】

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等を推進するために必要な組織作りと人員の確保が必要である。

【目標と方策】

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等の推進に必要な組織を整備するとともに、必要な人員を確保する。

【経費】

表3. 1. 1

(単位：千円)

年度	人数(人)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特別職	63	44,300	44,300	44,300	44,300	44,300	44,300
議員報酬	24	15,920	15,920	15,920	15,920	15,920	15,920
管理者等	7	26,860	26,860	26,860	26,860	26,860	26,860
委員報酬	32	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
一般職	56	513,630	524,220	524,220	524,620	524,620	524,620
計画課	15	135,830	145,930	145,930	155,830	155,830	155,830
総務課	12	111,770	111,770	111,770	111,770	111,770	111,770
第一工場業務課	19.5	178,750	178,700	178,700	169,200	169,200	169,200
第二工場業務課	8.5	76,010	76,550	76,550	76,550	76,550	76,550
議会事務局	1	11,270	11,270	11,270	11,270	11,270	11,270
計	119	557,930	568,520	568,520	568,920	568,920	568,920
年度	R12	R13	R14	R15	R16	計	
特別職	44,300	44,300	44,300	44,300	44,300	487,300	
議員報酬	15,920	15,920	15,920	15,920	15,920	175,120	
管理者等	26,860	26,860	26,860	26,860	26,860	295,460	
委員報酬	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	16,720	
一般職	524,620	524,620	524,620	524,620	524,620	5,759,030	
計画課	155,830	155,830	155,830	155,830	155,830	1,674,330	
総務課	111,770	111,770	111,770	111,770	111,770	1,229,470	
第一工場業務課	169,200	169,200	169,200	169,200	169,200	1,889,750	
第二工場業務課	76,550	76,550	76,550	76,550	76,550	841,510	
議会事務局	11,270	11,270	11,270	11,270	11,270	123,970	
計	568,920	568,920	568,920	568,920	568,920	6,246,330	

※委員：特別職報酬等審議会委員 10 人、公務災害補償等認定委員 5 人、情報公開審査会委員 3 人、情報公開審議会委員 6 人、行政不服審査会委員 3 人、公平委員会委員 3 人、監査委員 2 人。

※一般職：給料、手当、共済費、退職手当負担金など。

※一般職人数：短時間勤務職員は、0.5 人としてカウント。

※令和 7 年度以降の一般職員数は、定数増員計画により対令和 6 年度 1 名増としている。

【所属別一般職員数】

表3. 1. 2

(単位：人)

所属	議会事務局	総務課	計画課	第一工場 業務課	第二工場 業務課	計
一般職員	1	11	15	19	8	54
再任用短時間勤務職員	0	1	0	0.5	0.5	2
配置職員計	1	12	15	19.5	8.5	56

※令和6年度の職員配置の人数。

※総務課：事務局長1人を含む。

※一般職：短時間勤務職員は、0.5人としてカウント。

1. 2. 一般管理費

【対象経費】

予算における「一般事務経費」などは恒常的に必要であり、個別の事業費に含まれない経費を集計したものである。

【年度別一般管理費】

表3. 1. 3

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人件費	13,690	13,690	13,690	13,690	13,690	13,690
物件費	25,270	26,750	65,820	29,900	29,900	29,900
補助費等	4,370	4,860	4,860	4,860	4,860	4,860
扶助費	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
計	47,730	49,700	88,770	52,850	52,850	52,850
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
人件費	13,690	13,690	13,690	13,690	13,690	150,590
物件費	30,720	64,680	29,900	29,900	29,900	392,640
補助費等	4,860	4,860	4,860	4,860	4,860	52,970
扶助費	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	48,400
計	53,670	87,630	52,850	52,850	52,850	644,600

※人件費：報酬、職員手当等、共済費など。

※物件費：旅費、需用費、委託料など。

※補助費等：報償費、負担金補助及び交付金、公課費など。

※扶助費：児童手当。

【目的別の一般管理費】

表3. 1. 4

(単位：千円)

費目	議会事務費等	一般管理 事務費等	計画管理 事務費等	第一工場施設 管理事務費	第二工場施設 管理事務費	計
人件費	0	106,590	44,000	0	0	150,590
物件費	53,150	263,690	22,670	26,150	26,980	392,640
補助費等	440	5,720	10,890	32,080	3,840	52,970
扶助費	0	48,400	0	0	0	48,400
計	53,590	424,400	77,560	58,230	30,820	644,600

※「年度別一般管理費：(表3.1.3)の金額を、予算費目別に集計した。

1. 3. 環境対策と事務の効率化

(1) 市内LANの維持管理と整備事業

【現状と課題】

組合では平成11年度から市内LAN環境を整備しており、サーバやパソコンなどの機器については、備品として購入した物品とリース契約した物品がある。また、ハードウェアおよびソフトウェアの保守管理については専門業者に委託しており、システム障害が発生した場合に速やかな対応が可能である。

組合には、情報システムやネットワークに関する専門知識を有する職員がいないこと、また、サーバの設計、ネットワークの構築、各種機器の保守に付随する事務が増加していることが課題となっており、対応が必要である。

【目標と方策】

市内LAN環境の安定性、セキュリティ、経済性の向上、事業継続性の確保を考慮した設計を行い、令和6年10月にクラウドサービスを中心とした新たなサーバ環境の構築を予定している。

【事業費】

表3. 1. 5

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	19,830	15,440	25,570	10,330	11,330	15,830
需用費	1,000	1,300	1,800	1,300	1,300	1,300
役務費	170	170	170	170	170	170
委託料	11,500	7,340	7,310	2,010	2,010	6,510
使用料及び賃借料	5,460	6,430	6,590	6,650	6,650	6,650
備品購入費	1,700	200	9,700	200	1,200	1,200
補助費等	5,390	5,290	5,290	5,290	8,900	5,290
負担金補助及び交付金	5,390	5,290	5,290	5,290	8,900	5,290
計	25,220	20,730	30,860	15,620	20,230	21,120
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	10,330	24,330	12,400	11,330	14,830	171,550
需用費	1,300	1,800	1,300	1,300	1,300	15,000
役務費	170	170	170	170	170	1,870
委託料	2,010	6,010	2,010	2,010	6,510	55,230
使用料及び賃借料	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650	71,680
備品購入費	200	9,700	2,270	1,200	200	27,770
補助費等	5,290	5,290	5,290	8,900	5,290	65,510
負担金補助及び交付金	5,290	5,290	5,290	8,900	5,290	65,510
計	15,620	29,620	17,690	20,230	20,120	237,060

※物件費：需用費は消耗品費、修繕料。役務費は通信運搬費。委託料は市内LAN保守管理委託料、市内LAN構築・改修委託料など。使用料及び賃借料は機器借上料など。備品購入費は庁用器具購入費（サーバ、プリンター、職員用PCなど）。

※補助費等：越谷市市内LANシステム負担金、情報化研修の研修会等負担金。

(2) 環境マネジメントシステムの推進事業

【現状と課題】

組合では、持続可能な循環型社会の形成を目指して環境方針を掲げ、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律など各種法令への対応と、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応することが必要になっ

たことから、組合独自の環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、平成29年4月から運用を開始した。

今後は施設の運転状況に合わせた関係法令への対応や、より効率的で効果的なマネジメントシステムとなるようEMSの改善を継続する必要がある。

また、「2030年度（令和12年度）温室効果ガス46%削減」、「2050年（令和32年）カーボンニュートラル実現」に向けた国の動向を注視し、法令などの見直しに適切に対応する必要がある。併せて、埼玉県目標設定型排出量取引制度における目標管理を適切かつ継続的に行う必要がある。

【目標と方策】

環境管理委員会を中心として現状や課題を分析し、業務に適したEMSの運用を推進していく。また、令和6年度に令和7年度から令和11年度を計画期間とする次期「東埼玉資源環境組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、更なる温室効果ガスの発生抑制に努める。

【事業費】

表3.1.6

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	3,300	2,440	2,440	2,800	2,600	3,500
委託料	3,300	2,440	2,440	2,800	2,600	3,500
補助費等	70	70	70	70	70	70
負担金補助及び交付金	70	70	70	70	70	70
計	3,370	2,510	2,510	2,870	2,670	3,570
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	2,600	2,600	2,900	2,600	3,500	31,280
委託料	2,600	2,600	2,900	2,600	3,500	31,280
補助費等	70	70	70	70	70	770
負担金補助及び交付金	70	70	70	70	70	770
計	2,670	2,670	2,970	2,670	3,570	32,050

※物件費：委託料は環境マネジメントシステム運用管理委託料。

※補助費等：負担金補助及び交付金は研修会等負担金。

2. 住民と協調した事業運営

2.1. 第一工場地元連絡協議会

【現状と課題】

第一工場ごみ処理施設周辺の地域住民との連絡調整のため、地元の8自治会および関係団体で組織する第一工場地元連絡協議会が設置されており、情報提供、意見交換などを通して環境行政への理解と協力を得ている。また、地元への取り組みとして揚水維持管理事業を実施しており、パイプラインによるたん水管理事業の費用の一部を負担している。

令和2年度に完了した第一工場ごみ処理施設周辺の環境整備事業については、道路および用排水路、地盤沈下の影響を受けた道路および用排水路、ごみ収集車が通行する搬入道路の整備を地元の要望も踏まえながら越谷市と連携して実施した。

第一工場ごみ処理施設は、今後も地元住民の協力のもと事業運営を実行することが必要である。

【目標と方策】

令和9年度から、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業が予定されていることから、環境行政と組合の事業への更なる理解を得るため、第一工場地元連絡協議会との密接な連絡調整に努め、円滑な事業運営を図る。

【事業費】

表3.2.1

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
補助費等	10,070	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
負担金補助及び交付金	10,070	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計	10,070	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
補助費等	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,070
負担金補助及び交付金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,070
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	110,070

※補助費等：負担金補助及び交付金は地元連絡協議会負担金、揚水維持管理事業費負担金。

2.2. 第二工場地元連絡協議会

【現状と課題】

第二工場ごみ処理施設周辺の地域住民との連絡調整を図るため、草加市7町会、八潮市3町会の10町会で組織する第二工場地元連絡協議会が設置されており、情報提供、意見交換などを通して環境行政への理解と協力を得ている。

【目標と方策】

第二工場ごみ処理施設および第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修事業が予定されていることから、環境行政と組合の事業への更なる理解を得るため、第二工場地元連絡

協議会との密接な連絡調整に努め、円滑な事業運営を図る。

具体的には、総会等を通じて施設の運転状況について定期的に報告するとともに、環境意識の向上を目的とした研修会を計画する。

【事業費】

表3. 2. 2

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
補助費等	450	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
負担金補助及び交付金	450	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
計	450	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
補助費等	1,100	1,100	1,100	76,100	76,100	161,450
負担金補助及び交付金	1,100	1,100	1,100	76,100	76,100	161,450
計	1,100	1,100	1,100	76,100	76,100	161,450

※補助費等：負担金補助及び交付金は地元連絡協議会負担金、令和 15、16 年度の汚泥再生処理センター環境整備事業費負担金 150,000 千円。

2. 3. 最終処分場地元連絡協議会

【現状と課題】

第二最終処分場エコパーク吉川「みどり」周辺の地域住民との連絡調整のため、吉川市 6 自治会および 6 地区の農事組合の長で組織する最終処分場地元連絡協議会が設置されており、情報提供、意見交換などを通して環境行政への理解と協力を得ている。

第一工場灰溶融炉設備の休止に伴い、第二最終処分場のスラグ埋立てが休止している状況について説明し、現状のままで上面まで覆土を施し、地元市である吉川市が用地を活用していくこととなった。

【目標と方策】

環境行政と組合の事業への更なる理解を得るため、最終処分場地元連絡協議会との綿密な連絡調整に努め、円滑な事業運営を図る。

具体的には、総会等を通じて、施設の運転状況について定期的に報告する。また、環境意識の向上を目的とした研修会を計画する。

また、跡地整備を令和 8 年度まで計画しているため、定期的に進捗状況を報告し、理解と協力を得られるよう説明に努める。

【事業費】

表3. 2. 3

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
補助費等	850	900	900	900	900	900
負担金補助及び交付金	850	900	900	900	900	900
計	850	900	900	900	900	900
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
補助費等	900	900	900	900	900	9,850
負担金補助及び交付金	900	900	900	900	900	9,850
計	900	900	900	900	900	9,850

※補助費等：負担金補助及び交付金は地元連絡協議会負担金。

3. 財政の安定

3. 1. 財政計画の見直し

(1) 財政計画の策定

【現状と課題】

組合は、構成市町の財政負担の変化に配慮し、運営経費の主たる財源である分担金の平準化を図りながら、ごみとし尿の処理を安全かつ安定的に行うため、組合の運営および施設の運転並びに維持管理に係る中長期的な財政計画を策定している。

近年、管内住民のごみ分別の取り組みやリサイクル意識の向上などにより、住民 1 人 1 日あたりのごみ搬出量は概ね減少を続けている。今後は、管内人口が緩やかに減少する見込みであることから、ごみ搬出量の緩やかな減少が継続する見込みである。

こうした中、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業、第二工場汚泥再生処理センターおよび第二工場ごみ処理施設の大規模改修事業等を含む施設の整備費用の発生が見込まれており、厳しい財政状況の中で経営の効率化を図るとともに、国の交付金の確保と地方債の活用が重要となっている。

【目標と方策】

『財政計画 2024』に基づき、計画的な組合の財政運営に取り組む。この計画では令和 16 年度までの 11 年間の収支見通しを示しているが、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の進捗等により、『財政計画 2024』における資金収支見込額と決算額にかい離が生じる可能性がある。そのため、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の進捗等を踏まえ、計画の推進状況を構成市町の廃棄物担当部局や財政担当部局と情報共有しながら毎年点検を行い、令和 12 年度までに財政計画の見直しを行う。また、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業において循環型社会形成推進交付金を活用するためには、一般廃棄物会計基準に即した財務書類等の作成が必要である。具体的には、令和 7 年度に、令和 6 年度決算による財務書類等を作成し、令和 8 年度に提出する令和 9 年度交付金要望額調査に添付する。

【事業費】

表 3. 3. 1

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	3,170	3,200	3,800	3,450	9,450	8,450
役務費	470	500	750	750	750	750
委託料	2,700	2,700	3,050	2,700	8,700	7,700
補助費等	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140
負担金補助及び交付金	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140
計	8,310	8,340	8,940	8,590	14,590	13,590
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	3,450	3,450	3,450	3,450	9,450	54,770
役務費	750	750	750	750	750	7,720
委託料	2,700	2,700	2,700	2,700	8,700	47,050
補助費等	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	56,540
負担金補助及び交付金	5,140	5,140	5,140	5,140	5,140	56,540
計	8,590	8,590	8,590	8,590	14,590	111,310

※物件費：役務費は手数料。委託料は財務書類等作成業務委託料、財政計画策定業務委託料。

※補助費等：負担金補助及び交付金は会計事務負担金。

(2) 一般廃棄物会計基準の導入

【現状と課題】

国の廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）に基づき、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を推進するため、事業に係る資産・負債のストック状況やコスト等を把握する標準的な分析手法として一般廃棄物会計基準が定められた。この中で、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的かつ効率的な施設整備および運営のあり方が求められている。また、平成31年3月の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領等の改正により、ごみ焼却施設を新設する場合には、一般廃棄物会計基準の導入が新たな交付要件として追加された。

長期的な視点で事業運営上の課題を把握するため、組合は一般廃棄物会計基準に基づく財務書類等を作成することとする。また、令和9年度から第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の開始を予定しているが、循環型社会形成推進交付金の交付を受けるためには、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類等（資産・負債一覧表、原価計算書、行政コスト計算書）の作成が必要となる。

令和2年度から令和4年度におけるごみ処理に関する財務書類等の概要は以下のとおりである。なお、端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

【資産・負債一覧表】

令和4年度における資産合計は35,010百万円、負債合計は8,260百万円である。令和2年度から令和4年度にかけて、主に地方債の減少により負債が減少傾向にあり、将来への負担は一定程度抑えられている状況である。

表3.3.2

(単位：百万円)

年度	R2	R3	R4	年度	R2	R3	R4
資産の部				負債の部			
1. 有形固定資産	30,977	29,747	29,040	1. 地方債	9,106	8,309	7,537
2. 無形固定資産	—	—	—	2. 長期未払金	—	—	—
3. その他	5,405	5,427	5,970	3. 退職手当引当金	448	382	386
資産合計	36,383	35,173	35,010	4. その他	126	136	338
				負債合計	9,680	8,827	8,260
				資産負債差額	26,703	26,346	26,750

※有形固定資産：土地、施設設備、車両等

※その他（資産）：廃棄物処理施設整備基金、現金預金

※地方債：ごみ処理施設の建設・更新事業に充てた借入金残高

※退職手当引当金：職員の退職手当に備えて計上する引当金

※その他（負債）：賞与等引当金、預り金

【原価計算書】

令和4年度における処理原価総額は4,925百万円であり、その内訳は中間処理4,184百万円、最終処分742百万円である。費目別で見ると、物件費等が4,719百万円と最も多くなっている。

令和2年度から令和3年度にかけて、第一工場ごみ処理施設にかかる維持補修費の減少により処理原価のうち物件費等が減少しているほか、環境整備事業負担金の減少により処理原価のうち移転費用が減少している。令和3年度から令和4年度にかけては、第二工場

ごみ処理施設にかかる委託費の減少により物件費等が減少している。これらの影響を受け、10 kgあたり処理原価は、令和2年度から令和4年度にかけて減少傾向にある。

表3.3.3 (単位：百万円)

年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
	中間処理 (焼却・資源化等)			最終処分 (埋立)			総額		
1. 人件費	195	175	195	—	—	—	195	175	195
2. 物件費等	4,020	3,989	3,977	764	813	742	4,784	4,802	4,719
3. 移転費用	151	11	11	—	—	—	151	11	11
処理原価合計	4,365	4,176	4,184	764	813	742	5,130	4,988	4,925

※人件費：給与、各種手当等

※物件費：光熱水費、維持補修費、減価償却費等

※移転費用：補助金、負担金等

表3.3.4

年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
	生活系			事業系			合計		
10kgあたり処理原価 (円/10kg)	208	205	206	214	208	208	210	207	207

中間処理および最終処分にかかる原価の生活系、事業系別原価は以下のとおりである。

令和4年度における中間処理原価のうち生活系が2,966百万円、事業系が1,218百万円、最終処分原価のうち生活系が530百万円、事業系が211百万円となっており、中間処理原価、最終処分原価ともに生活系の割合が大きくなっている。

表3.3.5 (単位：百万円)

年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
	中間処理 (焼却・資源化等)						最終処分 (埋立)					
	生活系			事業系			生活系			事業系		
1. 人件費	143	126	139	52	49	56	—	—	—	—	—	—
2. 物件費等	2,929	2,857	2,818	1,091	1,132	1,158	562	587	530	202	225	211
3. 移転費用	110	8	8	41	3	3	—	—	—	—	—	—
処理原価合計	3,182	2,992	2,966	1,184	1,184	1,218	562	587	530	202	225	211

※人件費：給与、各種手当等

※物件費：光熱水費、維持補修費、減価償却費等

※移転費用：補助金、負担金等

【行政コスト計算書】

令和4年度における純行政コストは242百万円である。令和3年度から令和4年度にかけて、主に売電等収入が増加したことにより経常収益が増加している。加えて、処理原価が令和2年度から令和4年度にかけて減少していることにより純経常行政コストは減少傾向にある。

表3.3.6 (単位：百万円)

年度	R2	R3	R4
経常費用			
1. 処理原価	5,130	4,988	4,925
2. 管理費用	507	400	440
経常行政コスト	5,637	5,388	5,365
経常収益			
1. 使用料及び手数料	1,371	1,419	1,441
2. 補助金等収入	2,487	2,570	2,572
3. その他	855	718	978
経常収益合計	4,713	4,708	4,991
純経常行政コスト	924	680	374
経常外費用			
1. 移転費用	—	—	—
2. その他	1	—	0
経常外費用合計	1	—	0
経常外収益			
1. 施設整備補助金等収入	122	80	133
2. その他	—	—	—
経常外収益合計	122	80	133
純行政コスト	803	600	242

※処理原価：廃棄物処理に直接要した費用。

※管理費用：管理部門の人件費等、廃棄物処理に間接的に要した費用。

※使用料及び手数料：事業系ごみ処理手数料。

※補助金等収入：市町分担金のうち、ごみ処理および維持管理、公債費等に充てたもの。

※その他（経常収益）：電力売払代金、堆肥売払代金、熱供給実費徴収金等。

※移転費用：負担金や補助金等の他者に交付する経費。

※その他（経常外費用）：移転費用以外の経常外費用。

※施設整備補助金等収入：市町分担金のうち、ごみ処理施設の建設・改良に充てたもの。

※その他（経常外収益）：施設整備補助金等収入以外の経常外収益。

【目標と方策】

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類等の作成を行い、資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を行う。また、算定されたごみ処理原価を活用して事業系ごみ処理手数料の点検および見直しの検討を行う。

(3) 交付金の活用

【現状と課題】

第二工場ごみ処理施設と第二工場汚泥再生処理センターの建設事業および第一工場ごみ処理施設の大規模改修事業については、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、積極的な財源確保に努めてきた。この交付金の交付要件には、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進する目標を定めた地域計画の策定が前提となっており、組合では構成市町と共同で広域的な計画を策定している。

現行の計画は平成30年度から令和6年度を計画期間とした「東埼玉資源環境組合地域循環型社会形成推進地域計画第3期」となっているが、計画の進捗管理を行うとともに、今後の事業計画を踏まえ交付金を積極的に活用することが必要となっている。

なお、「ごみ焼却施設の新設」（第一工場ごみ処理施設プラント更新事業がこれに該当する。）を行う際には、家庭系ごみの有料化について十分に検討し、検討状況について地域計画に具体的に記載すること、また、家庭系ごみの有料化を実施しない場合は、その他のごみ減量化の施策で1人あたりのごみ排出量を減量させていることが交付要件として追加された。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、交付要件として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について必要な措置」を講じていることなどが追加された。

今後、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業、第二工場汚泥再生処理センターおよび第二工場ごみ処理施設の大規模改修事業等が計画されており、それらの財源として循環型

社会形成推進交付金を最大限活用することが必要であることから、追加された交付要件への対応が必要である。

また、「東埼玉資源環境組合地域 循環型社会形成推進地域計画第4期」の策定に向けた取り組みを行うほか、令和7年度に第3期計画の事後評価を実施する必要がある。

【目標と方策】

循環型社会形成推進交付金の交付要綱に基づき、構成市町と連携して地域計画の策定などを行うとともに、国と県の動向を踏まえ補助金および交付金の積極的な活用を図り、事業の実施主体である構成市町と協力して検討を進める。

具体的には、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業については、新しく焼却炉やボイラーなどの設備を入れ替えるもので交付金制度上、「ごみ焼却施設の新設」に該当することから、構成市町における家庭系ごみの有料化について、検討する必要がある。

また、今後予定している第二工場ごみ処理施設大規模改修事業については、新たに地域計画に記載する事業となり、交付金を活用するため、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置」の実施が必要である。

このため、家庭系ごみ有料化およびプラスチックごみ分別収集・再資源化の取り組みについては、管内全域で統一的に実施することを目指し、実施主体である構成市町と連携し東埼玉資源環境組合事務連絡協議会において検討を進め、「東埼玉資源環境組合地域 循環型社会形成推進地域計画第4期」に反映していく。

【事業費】

表3. 3. 7

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	1,800	1,400	0	0	3,600	3,100
委託料	1,800	1,400	0	0	3,600	3,100
計	1,800	1,400	0	0	3,600	3,100
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	1,400	0	0	3,600	3,100	18,000
委託料	1,400	0	0	3,600	3,100	18,000
計	1,400	0	0	3,600	3,100	18,000

※物件費：委託料は地域計画策定業務委託料。委託料のうち、令和6年度は第4期地域計画策定、令和7年度は第3期地域計画事後評価等策定、令和10、11年度は第5期地域計画策定、令和12年度は第4期地域計画事後評価等策定、令和15、16年度は第6期地域計画策定に係るものである。

(4) ごみ処理手数料の適正化

【現状と課題】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において、「事業者はその事業活動に伴って生じたすべての廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされている。そのため、組合では、平成16年10月に事業系ごみ処理手数料を10キログラムあたり210円に改定し、ごみ処理原価の概ね100%を事業者の負担としてごみ処理手数料を設定してきた。

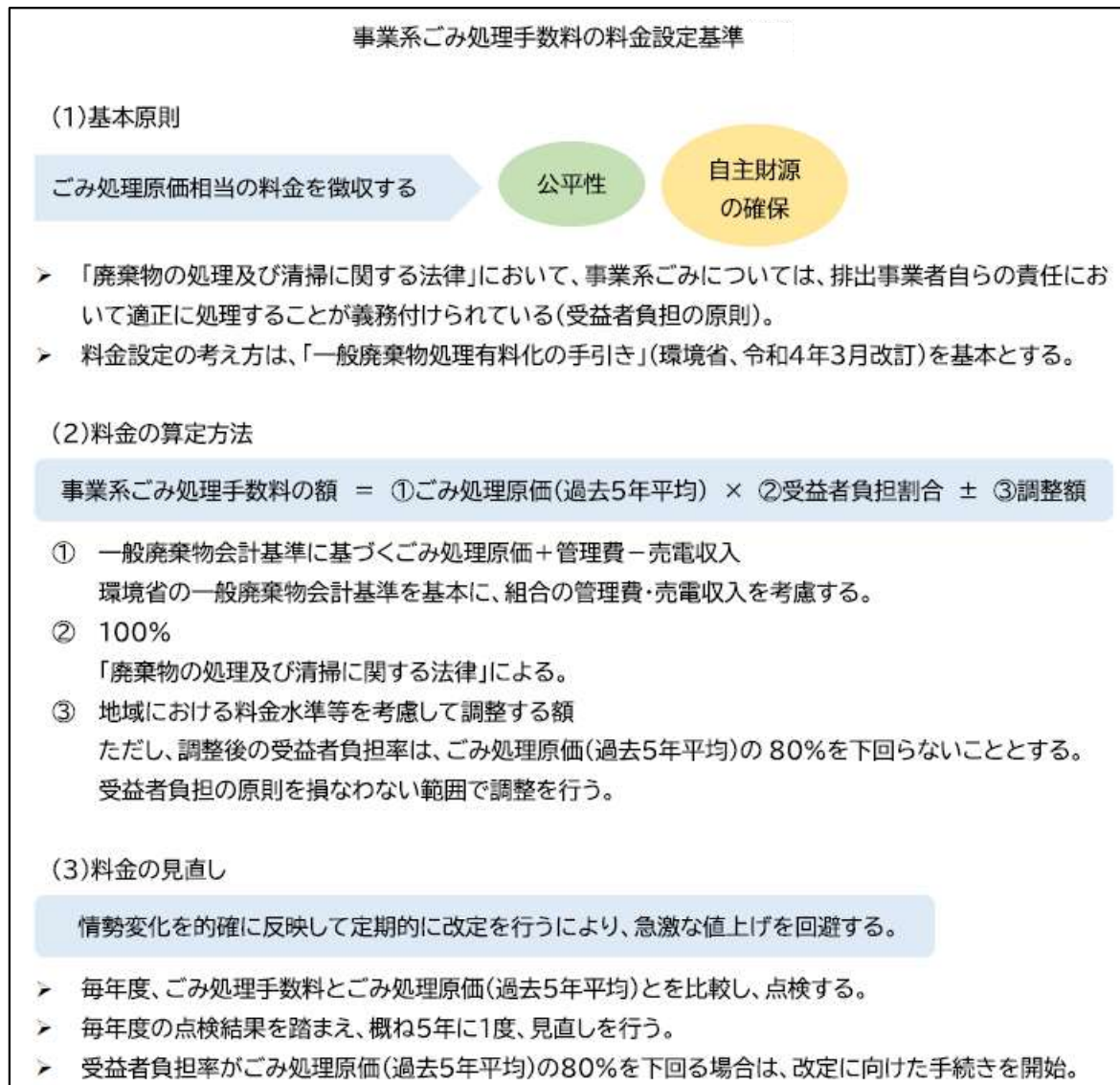
しかし、今後は、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の進捗に伴いごみ処理原価の上昇が見込まれており、受益者負担率（排出事業者の負担割合）が下降する見込みであることから、事業系ごみ処理手数料の見直しの検討が必要となる。

【目標と方策】

今後、事業系ごみ処理手数料の見直しを検討する際の指針として、以下の事業系ごみ処理手数料の料金設定基準を定め、手数料の考え方や算定方法等を明らかにする。

【事業系ごみ処理手数料の料金設定基準】

図3.3.1



なお、一般廃棄物会計基準が令和3年3月に改訂され、一般廃棄物の処理に関する経常的な処理原価の状況を把握・分析することが可能となったため、会計基準に準拠して、本基準を設定することとする。

(5) 運営資金の確保

【現状と課題】

組合では、不測の事故発生時のごみ処理外部委託や、将来のごみ処理施設建設といった多額の資金需要に備え、廃棄物処理施設整備基金に積み立てを行っている。

これまで『財政計画 2018』に基づき平成 30 年度から令和 4 年度までの分担金を 30 億円、令和 5 年度は分担金を 32 億円とし、不足する資金については廃棄物処理施設整備基金からの取り崩しにより対応してきた。しかし、今後は、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等にかかる財源を計画的に確保する必要があるため、令和 6 年度以降の分担金の額を見直し、基金を積み増す必要がある。特に、令和 9 年度以降は、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の着手に伴って資金需要が高まる見込みであり、今後は基金の積み増しを行う必要があることや資材高騰への対応などを勘案すると、通常の運営にかかる分担金として 45 億円程度、これに第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等にかかる分担金を加えた額が必要となる。

なお、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等に充当するための財源として基金の積み立てを行うにあたっては、市町分担金の平準化に配慮する必要がある。工事費等の前金および公債費の上期分は年度前半に支出することになるため、資金不足にも留意が必要である。

また、組合においては、交付金や地方債を活用した財源の確保および経費の節減を図るとともに、基金を活用することで、構成市町の財政負担の軽減と平準化が必要である。

【目標と方策】

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等にかかる財源を確保するため、令和 6 年度 of 分担金を 50 億円とし、令和 7 年度から令和 11 年度までの分担金を段階的に増額、令和 11 年度以降の分担金を定額とし、基金の積み増しを行う。各年度の資金は、基金からの繰入れまたは繰替えにより確保する。なお、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の工事着工年度である令和 9 年度以降は、不測の事態に備え一時借入金による資金確保も想定し、一時借入金上限額の引き上げについても検討が必要である。

基金の一部については、令和 5 年から債券による運用を開始しており、安全性および流動性の確保を前提とした効率的な資金の運用を行い、一層の財源確保に努める。

なお、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の進捗等を踏まえて分担金の見直しが必要であり、構成市町の廃棄物担当部局および財政担当部局と情報共有を図りながら令和 12 年度までに予定している財政計画の見直しにおいて反映する。

【事業費】

表3. 3. 8

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
積立金	945,190	500,425	1,651,644	1,006,306	817,171	1,678,487
積立金	945,190	500,425	1,651,644	1,006,306	817,171	1,678,487
予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
計	975,190	530,425	1,681,644	1,036,306	847,171	1,708,487
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
積立金	848,194	1,031,978	935,038	962,481	484,706	10,861,620
積立金	848,194	1,031,978	935,038	962,481	484,706	10,861,620
予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	330,000
予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	330,000
計	878,194	1,061,978	965,038	992,481	514,706	11,191,620

※積立金：廃棄物処理施設整備基金への積立金。堆肥化施設建設事業（土地鑑定委託料を除く。）を資金収支に含めていないため、令和 6 年度積立金は当初予算額と一致しない。

【特定財源等】

表3. 3. 9

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
分担金	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000	7,000,000	7,400,000
基金積立金利息	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
廃棄物処理施設整備基金繰入金	0	0	0	0	0	0
前年度繰越金	30,000	16,900	204,000	185,000	270,000	588,000
歳計現金預金利息	10	10	10	10	10	10
計	5,037,410	5,524,310	6,211,410	6,692,410	7,277,410	7,995,410
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
分担金	7,400,000	7,400,000	7,400,000	7,400,000	7,400,000	74,400,000
基金積立金利息	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	81,400
廃棄物処理施設整備基金繰入金	0	0	0	0	0	0
前年度繰越金	576,000	536,000	523,000	515,000	560,000	4,003,900
歳計現金預金利息	10	10	10	10	10	110
計	7,983,410	7,943,410	7,930,410	7,922,410	7,967,410	78,485,410

※令和6年度から令和16年度において予算上の財源不足は生じないため、基金繰入金は計上していない。

3. 2. ごみ減量化と情報化の推進

(1) 事務連絡協議会

【現状と課題】

国は、廃棄物処理法に基づく基本方針において、令和7年度の家庭系ごみ排出量1人1日あたり440グラムを目標値として掲げている。組合では、構成市町が毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」の排出量に対して、毎月の実績データを報告することにより、ごみ減量の促進を図っている。これまで構成市町における分別収集などの取り組みにより一定の減量効果があったが、近年は減少傾向が鈍化し、構成市町が設定したごみ排出量を超える場合も見受けられる。

管内人口は、令和4年から減少に転じており、これにあわせて家庭系ごみは緩やかに減少、事業系ごみについては、都市開発などの不確定要素はあるものの、現状の規模が継続すると見込んでいる。また、事業系ごみにおいては産業廃棄物の混入が見られ、ごみ回収方法における問題把握とごみ排出事業者に対するごみの適正区分・適正処理の啓発が課題となっている。

また、循環型社会形成推進交付金の交付要件に、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について必要な措置」を講じていることや家庭系ごみの有料化について具体的に検討を行うこと（有料化を実施しない場合は、他の減量化施策により既に減量を実現している必要がある。）が追加されたことに伴い、これらの実施主体である構成市町と連携し、東埼玉資源環境組合事務連絡協議会において検討する必要がある。

【目標と方策】

東埼玉資源環境組合事務連絡協議会において、構成市町と連携してごみ減量化に向けた課題の整理や対策を行う。具体的には、家庭系ごみの有料化およびプラスチック分別収集・再商品化の取り組みについて、管内全域における統一的な実施に向け、実施主体である構成市町と連携して検討する。これらの具体的な取り組みにより、管内におけるごみ減量化の一層の推進を図るとともに、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業および第二工場ごみ処理施設大規模改修事業に対する循環型社会形成推進交付金の確保に努める。

また、管内住民やごみ排出事業者に対して「ごみの減量・再利用・再資源化」の必要性を伝え、ごみ減量への取り組みを促すため啓発活動を推進していく。

(2) ごみ減量啓発事業

【現状と課題】

組合では、ごみ減量の啓発に向けてさまざまな施策を実施しており、組合管内の小学生を中心とした施設見学や夏休み親子スクール等のイベントを通して環境学習の場を提供している。

また、毎年11月に第一工場ごみ処理施設にて『環境と情報の集い（リユースまつり）』を開催している。『リユースまつり』は、関係団体と地域住民の協力のもと実行委員会を組織してさまざまな催しを行っており、多くの来場者にとって組合の取り組みと環境問題について理解を深める機会となっている。

今後も、引き続きごみ減量などの環境啓発の推進が必要となっている。

【目標と方策】

地域住民やごみ排出事業者の環境意識向上のため、『リユースまつり』などを通して啓発活動を行うとともに、構成市町と協調して取り組みを推進する。

また、啓発事業に使用する見学用大型バスを更新する際は、循環型社会の推進や環境負荷の低減を図るため、次世代自動車に置き換える。

【事業費】

表3. 3. 10

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人件費	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
報酬	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
職員手当等	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
共済費	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
物件費	3,940	3,940	3,440	4,480	3,440	3,440
旅費	400	400	400	400	400	400
需用費	3,460	3,460	2,960	2,550	2,960	2,960
役務費	80	80	80	80	80	80
委託料	0	0	0	1,450	0	0
補助費等	2,710	2,710	2,600	2,600	2,600	2,600
報償費	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
負担金補助及び交付金	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
公課費	110	110	0	0	0	0
普通建設事業費	0	68,000	0	0	0	0
備品購入費	0	68,000	0	0	0	0
計	18,150	86,150	17,540	18,580	17,540	17,540
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
人件費	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	126,500
報酬	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	78,100
職員手当等	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	29,700
共済費	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	18,700
物件費	3,440	3,440	3,440	3,440	3,440	39,880
旅費	400	400	400	400	400	4,400
需用費	2,960	2,960	2,550	2,960	2,960	32,740
役務費	80	80	80	80	80	880
委託料	0	0	410	0	0	1,860
補助費等	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	28,820
報償費	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	11,660
負担金補助及び交付金	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540	16,940
公課費	0	0	0	0	0	220
普通建設事業費	0	0	0	0	0	68,000
備品購入費	0	0	0	0	0	68,000
計	17,540	17,540	17,540	17,540	17,540	263,200

※人件費：報酬は会計年度任用職員報酬。職員手当等は会計年度任用職員期末手当など。共済費は会計年度任用職員の職員共済組合負担金など。

※物件費：旅費は会計年度任用職員費用弁償。需用費は消耗品費、燃料費など。役務費は広告料など。委託料はパンフレット作成委託料、ビデオ製作委託料。

※補助費等：報償費は講師等謝礼など。負担金補助及び交付金は環境と情報の集い負担金、研修会等負担金。公課費は自動車重量税。

※普通建設事業費：備品購入費は見学用大型バス購入費。

【特定財源等】

表3. 3. 11

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
その他雑入	210	210	210	210	210	210
庁用車整備事業債	0	61,200	0	0	0	0
計	210	61,410	210	210	210	210
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
その他雑入	210	210	210	210	210	2,310
庁用車整備事業債	0	0	0	0	0	61,200
計	210	210	210	210	210	63,510

※その他雑入は買物袋（エコバッグ）売払代金等。

※庁用車整備事業債は、90%が起債（脱炭素化推進事業債）により充当される。

(3) ホームページの運営事業

【現状と課題】

組合では、CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）を活用したホームページの運営を行っており、第一工場ごみ処理施設のバーチャル工場見学に加えて、令和2年度には、第二工場ごみ処理施設と第二工場汚泥再生処理センターのバーチャル工場見学を行うコンテンツを追加した。

ホームページでの情報発信については、今後もその必要性、重要性が高まる中で、公開の即時性およびコンテンツの充実が課題となっている。

【目標と方策】

組合が発信すべき情報に加え、管内住民とごみ排出事業者などのニーズを踏まえたコンテンツ作りを行えるよう職員研修を行うとともに、定期的なホームページのリニューアルを実施する。

【事業費】

表3. 3. 12

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	1,590	1,590	3,020	1,590	1,590	1,590
委託料	240	240	1,670	240	240	240
使用料及び賃借料	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
計	1,590	1,590	3,020	1,590	1,590	1,590
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	1,590	3,020	1,590	1,590	1,590	20,350
委託料	240	1,670	240	240	240	5,500
使用料及び賃借料	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	14,850
計	1,590	3,020	1,590	1,590	1,590	20,350

※物件費：委託料はホームページ保守委託料。使用料及び賃借料はホームページCMS使用料。

(4) 『広報リユース』発行事業

【現状と課題】

組合では、管内住民に向けて、年4回『広報リユース』を発行し、開かれた組合として、ごみとし尿の処理や環境に関する情報を提供している。

草加市と松伏町では全戸配布、その他では新聞折り込みによる配布のほか、構成市町の公共施設、管内の駅への配架、組合施設見学者・展望台来場者へ配布している。しかし、新聞購読世帯数は減少していることから、より多くの世帯に配布する効率的な方法の検討が必要となっている。また、広報内容の充実や、魅力ある紙面づくりの検討も必要である。

【目標と方策】

広報の未配布世帯を解消するとともに、広報内容の充実を図る。具体的には、管内住民へごみ減量啓発を図るため、SNSの活用を検討する。

【事業費】

表3. 3. 13

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
委託料	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
補助金等	50	50	50	50	50	50
負担金補助及び交付金	50	50	50	50	50	50
計	10,750	10,750	10,750	10,750	10,750	10,750
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	117,700
委託料	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	117,700
補助金等	50	50	50	50	50	550
負担金補助及び交付金	50	50	50	50	50	550
計	10,750	10,750	10,750	10,750	10,750	118,250

※物件費：委託料は広報発行委託料。

※補助費等：負担金補助及び交付金は研修会等負担金。

【一般財源】

表3. 3. 14

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
行政財産使用料	10	10	10	10	10	10
計	10	10	10	10	10	10
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
行政財産使用料	10	10	10	10	10	110
計	10	10	10	10	10	110

3. 3. 庁舎等の管理

(1) 第一工場ごみ処理施設の財産管理

【現状と課題】

第一工場ごみ処理施設は平成7年の完成から28年が経過し、建物および建築設備の経年劣化に伴う損傷や不具合が進んでおり、大規模改修工事や更新工事が行われてきた。延命化を図る改修工事等は周期的に実施しなければならないが、近年、災害対策強化のための止水板設置工事や、環境対策のための照明設備LED化工事等、社会情勢に対応するための工事を前計画外で行っていることから、更新時期が過ぎている施設および設備もあり、効率的な更新が必要な状況である。

既存の施設等は今後も改修工事などを行い、安定した操業を継続する必要があるが、改修時期やその時々社会情勢に合わせた資材等を見極めを行い効果的な更新の取り組みが求められる。

【目標と方策】

令和10年度までに、現在は補修や修繕で対応している建築設備（電気設備、給排水衛生設備および消防設備）の更新または改修を順次行うとともに、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業と調整しながら2回目の更新時期を迎える屋上防水の更新を行う。また、製品部品が絶版となる昇降機第5号機エレベーターの更新を行う。令和16年度以降も施設を継続使用するため、更新が必要な建築設備および内装の更新を行う。また、令和14年度からは前回改修から15年を経過する外壁の改修を行う。

なお、大規模な設備更新は、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の期間にあたる令和9年度から令和19年度の間実施する。

【事業費】

表3. 3. 15

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	79,830	80,640	80,400	80,400	80,400	80,660
需用費	4,430	4,230	4,230	4,230	4,230	4,230
役務費	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
委託料	73,020	73,850	73,610	73,610	73,610	73,870
使用料及び賃借料	80	80	80	80	80	80
原材料費	250	430	430	430	430	430
維持補修費	25,000	62,000	113,000	293,000	496,000	374,000
需用費	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
工事請負費	0	37,000	88,000	268,000	471,000	349,000
補助費等	6,140	6,140	6,140	6,140	6,140	6,140
役務費	6,140	6,140	6,140	6,140	6,140	6,140
普通建設事業費	38,000	0	0	0	0	0
工事請負費	38,000	0	0	0	0	0
計	148,970	148,780	199,540	379,540	582,540	460,800
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	80,400	80,400	80,400	80,400	80,660	884,590
需用費	4,230	4,230	4,230	4,230	4,230	46,730
役務費	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	22,550
委託料	73,610	73,610	73,610	73,610	73,870	809,880
使用料及び賃借料	80	80	80	80	80	880
原材料費	430	430	430	430	430	4,550
維持補修費	388,000	343,000	487,000	409,000	305,000	3,295,000
需用費	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	275,000
工事請負費	363,000	318,000	462,000	384,000	280,000	3,020,000
補助費等	6,140	6,140	6,140	6,140	6,140	67,540
役務費	6,140	6,140	6,140	6,140	6,140	67,540
普通建設事業費	0	500	0	0	0	38,500
工事請負費	0	500	0	0	0	38,500
計	474,540	430,040	573,540	495,540	391,800	4,285,630

※物件費：需用費は光熱水費など。役務費は通信運搬費など。委託料は植木管理等委託料、庁舎等清掃委託料、空調設備保守管理委託料、施設等保守管理委託料、消防設備保守点検委託料など。使用料及び賃借料はテレビ視聴料。原材料費は補修材料購入費。

※維持補修費：需用費は修繕料。工事請負費は外壁、プラント用換気設備、分電盤などの施設改修工事費。

※補助費等：役務費は火災保険料。

※普通建設事業費：工事請負費は放送設備更新工事、管理棟照明器具取替工事（令和6年度）、充電設備設置工事費（令和13年度）。

【特定財源等】

表3. 3. 16

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
行政財産使用料	290	290	290	290	290	290
土地建物貸付収入	50	50	50	50	50	50
その他雑入	356	356	356	356	356	356
クリーンエネルギーインフラ等導入促進補助金	0	0	0	0	0	0
第一工場ごみ処理施設整備事業債	30,000	0	0	0	0	0
計	30,696	696	696	696	696	696
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
行政財産使用料	290	290	290	290	290	3,190
土地建物貸付収入	50	50	50	50	50	550
その他雑入	356	356	356	356	356	3,916
クリーンエネルギーインフラ等導入促進補助金	0	200	0	0	0	200
第一工場ごみ処理施設整備事業債	0	0	0	0	0	30,000
計	696	896	696	696	696	37,856

※第一工場ごみ処理施設整備事業費は、放送設備更新工事（一般廃棄物処理事業債）75%、管理棟照明器具取替工事（脱炭素化推進事業債）90%が起債により充当される。

※その他雑入は自動販売機電気代、電気自動車用急速充電器利用提携料、古紙・缶売払代金。

(2) 第二工場ごみ処理施設の財産管理

【現状と課題】

第二工場ごみ処理施設の管理については、平成 28 年度から令和 17 年度まで運営事業者が委託業務として行うが、組合事務所については組合が維持管理を行う。

【目標と方策】

長期の委託を踏まえた中で運営事業者と適宜協議を行い、施設の適切な維持管理を行う。

【事業費】

表3. 3. 17

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	2,150	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
需用費	100	100	100	100	100	100
役務費	520	540	540	540	540	540
委託料	1,510	830	830	830	830	830
使用料及び賃借料	20	30	30	30	30	30
維持補修費	300	500	500	500	500	500
需用費	300	500	500	500	500	500
計	2,450	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	17,150
需用費	100	100	100	100	100	1,100
役務費	540	540	540	540	540	5,920
委託料	830	830	830	830	830	9,810
使用料及び賃借料	30	30	30	30	30	320
維持補修費	500	500	500	500	500	5,300
需用費	500	500	500	500	500	5,300
計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	22,450

※物件費：需用費は消耗品費。役務費は通信運搬費。委託料は警備委託料など。使用料及び賃借料はテレビ視聴料。

※維持補修費：需用費は修繕料。

【特定財源】

表3. 3. 18

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
その他雑入	141	141	141	141	141	141
計	141	141	141	141	141	141
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
その他雑入	141	141	141	141	141	1,551
計	141	141	141	141	141	1,551

※その他雑入は電気自動車用急速充電器利用提携料。

(3) 第二工場汚泥再生処理センターの財産管理

【現状と課題】

第二工場汚泥再生処理センターの管理については、平成 30 年度から令和 14 年度まで運営事業者が委託業務として行う。

【目標と方策】

長期の委託を踏まえた中で運営事業者と適宜協議を行い、施設の適切な維持管理を行う。

また、第二工場汚泥再生処理センター施設の経年劣化が懸念されるため改修をする必要があり、併せて遊水池グラウンドバックネット等の外構設備の改修工事を行う。

【事業費】

表3. 3. 19

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
維持修繕費	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
需用費	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
工事請負費	0	0	0	0	0	0
計	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
維持修繕費	1,000	1,000	1,000	11,800	1,000	21,600
需用費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,800
工事請負費	0	0	0	10,800	0	10,800
計	1,000	1,000	1,000	11,800	1,000	21,600

※維持補修費：需用費は修繕料。工事請負費は遊水池グラウンドバックネット等の外構設備改修工事費。

(4) 最終処分場の財産管理

【現状と課題】

更新した第一最終処分場の建屋は平成22年11月から、第二最終処分場の建屋は平成14年4月から使用しており、計画的な維持管理が必要となっている。

【目標と方策】

老朽化による漏水や外壁劣化等に対する補修工事を検討する。実施時期については、経過年数や老朽化の度合いを経過観察し決定していく。

【事業費】

表3. 3. 20

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
維持修繕費	400	500	500	24,777	500	500
需用費	400	500	500	500	500	500
工事請負費	0	0	0	24,277	0	0
計	400	500	500	24,777	500	500
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
維持修繕費	500	500	500	500	500	29,677
需用費	500	500	500	500	500	5,400
工事請負費	0	0	0	0	0	24,277
計	500	500	500	500	500	29,677

※維持補修費：需用費は修繕料。工事請負費は第二最終処分場建屋の補修工事費。

(5) 庁用車の財産管理

【現状と課題】

近年、地球温暖化問題が深刻化しており、国では温室効果ガス削減目標を掲げ、構成市町では「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行っている。

組合においても、国の方針や政策を踏まえ、循環型社会の推進や環境負荷の低減に向けた様々な取り組みを進める中、公用車については、二酸化炭素を排出するガソリン車で運用している。公用車の置き換えは、組織規模や使用状況の変化等に合わせて効率的な運用を図らなければならない。また、環境負荷の低減の観点から、より効率的な大きさの車両、性能、配置台数となるよう柔軟に見直しを図っていく必要がある。

【目標と方策】

公用車を更新する際は、循環型社会の推進や環境負荷の低減のため、次世代自動車へ置き換えを行う。

置き換えは、車両の故障状況または使用年数などから判断し、故障箇所の少ない車両は、使用年数に応じて自動車重量税が上がる13年または18年使用を目途に次世代自動車へ置き換えることとし、国がグリーン成長戦略（自動車産業）として示す令和17年（2035年）頃までに、総務課所管車両のうち既に置き換えているEV車・ハイブリッド車を除くガソリン車2台、第二工場業務課所管車両2台の置き換えを完了する。配置する車両のサイズや車種、性能等については、使用状況、組織・事業規模、環境負荷低減の観点と運用コストのバランスを考慮しながら、その時々市場動向に合わせ、より効率的な運用となるよう適宜見直しを行う。

【事業費】

表3.3.21

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
物件費	860	970	970	970	970	970
需用費	860	970	970	970	970	970
補助費等	560	610	610	610	610	610
役務費	490	500	500	500	500	500
公課費	70	110	110	110	110	110
普通建設事業費	3,400	0	0	0	0	0
備品購入費	3,400	0	0	0	0	0
計	4,820	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
物件費	970	970	970	970	970	10,560
需用費	970	970	970	970	970	10,560
補助費等	600	600	560	600	600	6,570
役務費	500	500	500	500	500	5,490
公課費	100	100	60	100	100	1,080
普通建設事業費	3,480	6,960	0	0	0	13,840
備品購入費	3,480	6,960	0	0	0	13,840
計	5,050	8,530	1,530	1,570	1,570	30,970

※物件費：需用費は燃料費、修繕料。

※補助費等：役務費は自動車損害保険料。公課費は自動車重量税。

※普通建設事業費：備品購入費は自動車購入費。R6に1台、R12に1台、R13に2台の更新を予定。事業年度において、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金等の活用を検討する。

3.4. 公債費

(1) 一般廃棄物処理施設建設と公債費の関係

一般廃棄物処理施設の建設および更新事業における財源は、一般廃棄物処理施設整備基金および国庫補助金のほか、地方債（一般廃棄物処理事業債等）を活用している。現行の地方債制度では、一般廃棄物処理事業債に対して地方交付税措置が講じられており、財政計画においても地方債を特定財源として計上している。また、分担金の平準化や受益者負担の原則においても、地方債は欠かすことのできない財源となっている。

しかしながら、一般廃棄物処理施設は公共施設や上下水道施設に比べ償却期間が短く、主たる財源である地方債の償還期間は、実際の設備の使用期間に即して設定している（新設等15年、改修等10年）。さらに、施設建設や設備更新などは定期的には発生するものではないため、毎年度の地方債償還金額（公債費）は時期により大きく変動することになる。そのた

め、すでに借り入れている地方債の償還と、今後の建設・更新事業に伴う新たな地方債の借り入れが、組合の運営経費において大きな影響を及ぼすこととなる。

【現状と課題】

組合では、今後、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業などの整備計画が予定されており、その財源として地方債の活用が見込まれている。

公債費は、既借入分の償還が進む一方、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る償還が令和11年度に始まることから、令和13年度までは概ね横ばいの見通しであるが、令和14年度以降は償還額が逡増していく見込みである。第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等の公債費のピークは令和21年度から令和25年度頃と想定され、この時期の償還額は年約50億円となる。

【目標と方策】

将来の大規模改修事業の実施時期を考慮しつつ、可能な限り長期の借り入れを図ることで公債費の急増を回避し、基金を活用して分担金の平準化に努める。

【年度別・主な普通建設事業費】

組合債を財源とする普通建設事業費は次のとおりである。

表3.3.22

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第一工場ごみ焼却事業の運営	9,000	0	0	0	0	0
第一工場ごみ焼却設備の更新	0	37,648	49,767	0	0	0
第一工場ごみ処理施設プラント更新事業	0	0	0	1,570,000	7,870,000	7,800,000
第二工場ごみ焼却事業の運営	0	0	50,000	0	0	0
堆肥化事業の運営	6,600	5,698	0	19,370	0	0
汚泥再生処理事業の運営	0	106,000	0	0	0	0
第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修	0	0	0	0	0	0
最終処分事業の運営	4,800	15,500	20,000	7,200	14,000	26,900
ごみ減量啓発事業	0	68,000	0	0	0	0
第一工場ごみ処理施設の財産管理	38,000	0	0	0	0	0
計	58,400	232,846	119,767	1,596,570	7,884,000	7,826,900
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
第一工場ごみ焼却事業の運営	0	0	0	0	0	9,000
第一工場ごみ焼却設備の更新	0	0	0	0	0	87,415
第一工場ごみ処理施設プラント更新事業	6,820,000	6,820,000	6,820,000	7,440,000	7,440,000	52,580,000
第二工場ごみ焼却事業の運営	0	0	0	0	0	50,000
堆肥化事業の運営	12,300	0	0	2,970	2,970	49,908
汚泥再生処理事業の運営	0	0	0	0	0	106,000
第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修	0	0	0	164,000	488,000	652,000
最終処分事業の運営	53,200	26,100	68,400	15,800	31,200	283,100
ごみ減量啓発事業	0	0	0	0	0	68,000
第一工場ごみ処理施設の財産管理	0	0	0	0	0	38,000
計	6,885,500	6,846,100	6,888,400	7,622,770	7,962,170	53,923,423

※第一工場ごみ焼却事業の運営（11ページ参照）

対象：焼却炉電気設備改修工事費（普通建設・単独）9,000千円。

※第一工場ごみ焼却設備の更新（13ページ参照）

対象：ごみ処理基幹設備改造工事費（普通建設・単独）87,415千円。

※第一工場ごみ処理施設プラント更新事業（17ページ参照）

対象：建設工事費（普通建設・補助）52,340,000千円。監理委託料（普通建設・補助）のうち240,000千円。

※第二工場ごみ焼却事業の運営（18ページ参照）

対象：ごみ処理基幹設備改造工事費（普通建設・単独）50,000千円。

※堆肥化事業の運営（20 ページ参照）

対象：備品購入費（普通建設・単独）うち 49,908 千円。

※汚泥再生処理事業の運営（23 ページ参照）

対象：汚泥再生処理センター改造工事費（普通建設・単独）106,000 千円。

※第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修（24 ページ参照）

対象：汚泥再生処理センター基幹設備大規模改修工事費（普通建設・補助）652,000 千円。

※最終処分事業の運営（25 ページ参照）

対象：最終処分場機器取替工事費（普通建設・単独）283,100 千円。

※ごみ減量啓発事業（43 ページ参照）

対象：備品購入費（普通建設・単独）68,000 千円。

※第一工場ごみ処理施設の財産管理（46 ページ参照）

対象：工事請負費のうち放送設備更新工事（普通建設・単独）28,000 千円、管理棟照明器具取替工事（普通建設・単独）10,000 千円。

【年度別借入額】

普通建設事業に係る組合債(地方債借入額)は次のとおりである。

表3. 3. 23

(単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第一工場ごみ焼却事業の運営	8,100	0	0	0	0	0
第一工場ごみ焼却設備の更新	0	33,800	44,700	0	0	0
第一工場ごみ処理施設プラント更新事業	0	0	0	1,057,000	5,298,100	5,251,000
第二工場ごみ焼却事業の運営	0	0	37,500	0	0	0
堆肥化事業の運営	4,900	4,200	0	14,500	0	0
汚泥再生処理事業の運営	0	79,500	0	0	0	0
第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修	0	0	0	0	0	0
最終処分事業の運営	3,600	11,600	15,000	5,400	10,500	20,100
ごみ減量啓発事業	0	61,200	0	0	0	0
第一工場ごみ処理施設の財産管理	30,000	0	0	0	0	0
計	46,600	190,300	97,200	1,076,900	5,308,600	5,271,100
事業費	58,400	232,846	119,767	1,596,570	7,884,000	7,826,900
実質充当率	79.8%	81.7%	81.2%	67.5%	67.3%	67.3%
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
第一工場ごみ焼却事業の運営	0	0	0	0	0	8,100
第一工場ごみ焼却設備の更新	0	0	0	0	0	78,500
第一工場ごみ処理施設プラント更新事業	4,591,300	4,591,300	4,591,300	5,008,600	5,008,600	35,397,200
第二工場ごみ焼却事業の運営	0	0	0	0	0	37,500
堆肥化事業の運営	9,200	0	0	2,200	2,200	37,200
汚泥再生処理事業の運営	0	0	0	0	0	79,500
第二工場汚泥再生処理センターの大規模改修	0	0	0	112,200	333,700	445,900
最終処分事業の運営	39,900	19,500	51,300	11,800	23,400	212,100
ごみ減量啓発事業	0	0	0	0	0	61,200
第一工場ごみ処理施設の財産管理	0	0	0	0	0	30,000
計	4,640,400	4,610,800	4,642,600	5,134,800	5,367,900	36,387,200
事業費	6,885,500	6,846,100	6,888,400	7,622,770	7,962,170	53,923,423
実質充当率	67.4%	67.3%	67.4%	67.4%	67.4%	67.5%

(2) 年度別公債費

令和5年度末の組合債未償還残高は、約80億2,088万円であり、その内訳は、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修事業、第二工場ごみ処理施設建設事業、第二工場汚泥再生処理センター建設事業などに係る借入れとなっている。

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る元金償還が令和11年度に始まり、以降徐々に償還額が逓増していく見込みである。第一工場ごみ処理施設プラント更新事業等の公債費のピークは令和21年度から令和25年度頃と想定され、この時期の償還額は年約50億円となる。

表3.3.24 (単位：千円)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
既借入分	1,279,100	1,353,800	1,327,900	1,288,000	1,173,800	884,000
新規借入分	0	700	14,700	50,600	85,400	253,900
一時借入金利息	500	500	500	500	500	500
計	1,279,600	1,355,000	1,343,100	1,339,100	1,259,700	1,138,400
組合債未償還残高	6,772,273	5,629,573	4,403,973	4,158,773	8,238,073	12,486,173
年 度	R12	R13	R14	R15	R16	計
既借入分	571,100	131,400	102,100	0	0	8,111,200
新規借入分	709,000	1,130,200	1,515,800	1,899,600	2,293,200	7,953,100
一時借入金利息	500	500	500	500	500	5,500
計	1,280,600	1,262,100	1,618,400	1,900,100	2,293,700	16,069,800
組合債未償還残高	16,045,273	19,660,673	23,013,673	26,634,073	30,153,973	

※借入条件：第一工場ごみ処理施設プラント更新事業は、15年償還(うち1年据置)、年利1.7%。

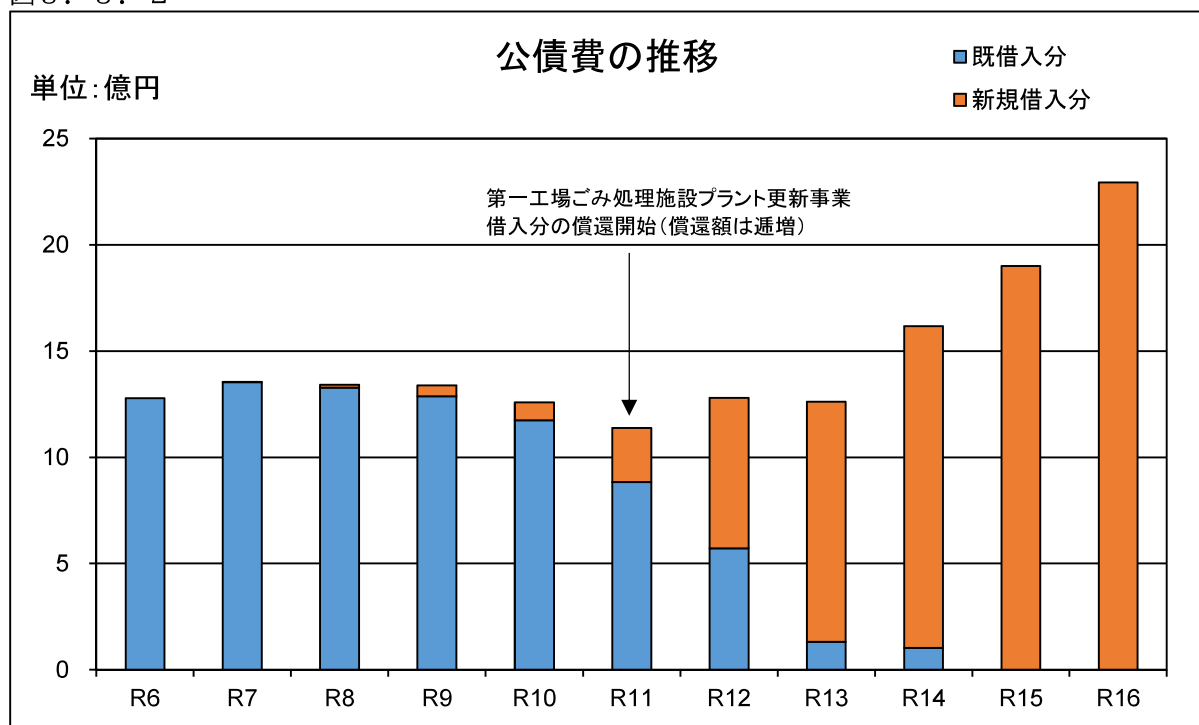
設備改造事業は、10年償還(うち1年据置)、年利1.5%。

器具改修事業および車両購入は、5年償還(うち1年据置)、年利1.2%。

※既借入分：令和5年度までに借り入れた組合債に係るもの。

※新規借入分：令和6年度以降に借り入れる組合債に係るもの。

図3.3.2



(3) 分担金、公債費および基金残高の過去の推移

第一工場ごみ処理施設建設工事が始まる前年、平成2年度から令和5年度までの分担金、公債費および廃棄物処理施設整備基金残高の推移を図3.3.3に示した。

平成7年度は、第一工場ごみ処理施設建設事業が終了し、公債費が増加傾向に転じたが、分担金を減額しなかったため、基金残高は減少しなかった。しかし、平成10年度に第二工場ごみ処理施設の休止に併せて分担金を55億円に減額した後、平成11年度から平成13年度にかけて、第二最終処分場エコパーク吉川「みどり」の建設事業に伴う組合債の借入れがあったため、高額な公債費が続き基金残高が徐々に減少した。

その後、平成19年度から平成22年度にかけて、第一工場ごみ処理施設建設事業のために借入れた組合債の償還が順次終了し、公債費が急激に減少したため、基金残高が増加に転じた。さらに、第二工場ごみ処理施設の建設時期が遅れたため、平成25年度まで基金残高が急伸したが、平成24年度以降分担金を減額し基金残高は減少に転じた。

図3.3.3

